

第八管区海上保安本部公示第41号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年 8月28日

第八管区海上保安本部長

久田 隆弘（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 鳥取市都市整備部鳥取西地域工事事務所
- (2) 住所 鳥取県鳥取市幸町71番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 酒津漁港、船磯漁港、夏泊漁港、長和瀬漁港（別添付図参照）
- (2) 期間 令和6年 9月 1日から令和6年 9月30日まで
令和6年11月 1日から令和6年11月30日まで
令和7年 1月 5日から令和7年 1月31日まで
令和7年 2月 1日から令和7年 3月18日まで

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深、採泥器による底質調査

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

第八管区海上保安本部 公示第 41 号 関連付図

